

お客様とスタッフの安心、安全を守るために

【 ハピネス 衛生管理ポリシー 】

私たちハピネスはお客さまへ安心した時間と空間と技術を提供するために理容師法・美容師法に則り、厚生労働省の指針に沿った衛生管理ポリシーを制定し、運用の徹底を行っております。

- ・床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える環境を整えます。
- ・採光、照明、換気を十分行え、常に清潔で安全な店内環境を守ります。
- ・洗い場は清潔で安全な流水を使い、給湯設備を設けています。
- ・店内は1日1回以上清掃し、衛生上支障のないように管理をします。
- ・排水がよく行われるように毛髪等廃棄物の流出を防ぎ、毎日都度ごとに清掃を行います。
- ・店内には不必要的物品を置きません。
- ・作業場内の壁、天井、床は、常に清潔に保ちます。
- ・照明器具は年に複数回の清掃を行い、常に適正な照度維持に努めます。
- ・換気は定期的に点検・清掃を行います。
- ・手洗い設備には石鹼、消毒液等を備え、清潔な衛生管理を行います。
- ・洗い場は常に清潔に保持し、毛髪等の蓄積、又は悪臭よりお客さまに不快感を与えることのないようにします。
- ・器材・器具類は常に点検し、破損等がある場合は、速やかに補修します。
- ・使用する薬剤類は所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意します。
- ・開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業者の健康管理に注意します。
- ・従業者が指定の感染症にかかった時は、この旨を保健所に届け、当該従業者を作業に従事させません。
- ・感染症などの疾患が治癒した場合も同様に届け出を行います。
(結核感染性の皮膚疾患 (伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア若しくはペストなど)
- ・管理美容師及び衛生管理責任者は、美容が衛生的に行われるよう、常に従業者の衛生教育に努めます。
- ・管理美容師は、毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうかを確認します。
- ・管理美容師び衛生管理責任者は、毎日、施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理を行います。
- ・店内には施術中の客以外の者をみだりに出入りさせません。
- ・店内は、適温適湿に保持します(温度は17~28°C(冷房時には外気温との差が7°C以内)、相対湿度は、40~70%)。
- ・清潔な着衣を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用します。
- ・常につめを短く切り、お客さまごとに作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行います。
- ・常に身体及び頭髪を清潔に保ち、お客さまに不潔感、不快感を与えることのないように努めます。
- ・店内は所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしません。
- ・皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、お客さまごとに取り替えます。
- ・蒸しタオルは消毒済みのものを使用します。
- ・スタッフの手洗いは消毒液を使用し清潔に保ちます。
- ・器具類を消毒する消毒液は適正な濃度のものを調製し、清潔に保ちます。
- ・皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、お客さまごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にします。
- ・洗髪器は、日に数回清掃し、清潔を保ちます。
- ・感染症の患者もしくはその疑いのある者又は皮膚疾患のあるお客さまを担当したときは、作業終了後、手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行います。
- ・作業に電気及びガス器具を使用するときは、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠りません。
- ・パーマメントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意します。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意します。

